

観光産業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本県の観光産業は、宿泊業をはじめとして離職率が高く、将来に渡り県経済を牽引していく産業として発展するためには、誰もが憧れる職業となるよう、様々な課題を解決しなければならない。特に生産性は他産業と比べて低く、小規模事業者が多い産業構造がその一因であり、解決に向けては、事業者の連携が重要と指摘されている。

知事は、観光産業が直面する課題の解決に向けた、事業者の連携等による新たなチャレンジを支援することで、地域の生産性が向上し、従業員の賃金引き上げが図られることを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次の①～③の組織、団体、事業者等のいずれかに該当する者

① 山梨県内に事業所を有する観光庁登録DMO及び候補DMO

② 山梨県内に事業所を有する観光協会など観光振興を主たる目的とした団体

③ 観光事業者（宿泊施設事業者・飲食事業者・旅客自動車運送業者・観光設事業者・土産物店事業者・体験事業者等）を含む、山梨県内に事業所を有する2者以上で連携した事業者（以下「連携事業者」という。）

(2) 本事業終了後も事業継続の意思がある者

(3) 本事業終了後に本事業の成果等を県ホームページ上で公表できる者

(4) 県が主催する報告会などで事業成果を公表することができる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

(1) 県税を滞納している者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(3) 山梨県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者

- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する施設（これに類するものを含む。）に該当する者

（補助金の交付の対象となる事業及び経費等）

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助率は、別表に掲げるものとする。

2 次の経費は、補助対象経費に含まれないものとする。

- (1) 用地取得に係る経費
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) 補助事業に係る打ち合わせ等の旅費
- (4) 旅費に係る特別料金（グリーン料金、ビジネスクラス料金等）、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代
- (5) 旅行者へのクーポン券の配布など特定の個人に給付する経費（ただし、事業実施のためのアンケートの謝礼に係る物品等は除く。）
- (6) 食糧費（補助事業で食材等を調達する場合等は除く。）
- (7) 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）の通常の事業活動に伴う経費
- (8) 本事業に直接関係のない経費
- (9) 本事業の申請に要する経費
- (10) 宗教的儀式に係る費用
- (11) その他、知事が不相当とした経費

3 本補助金に千円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

4 この補助金の交付を申請する内容と同一の事業が国又は県の他の補助金（間接補助を含む。）の交付を受けている場合、この補助金の交付対象外とする。

（補助金交付の申請、提出期限）

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の交付申請を行うに当たっては、補助事業に係る消費税及び地方消費税を減額して交付申請しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第5条 知事は、前条の規定により、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

2 知事は、前項の決定を行う場合は、有識者等で構成する検討会の意見を聴取するものとする。

3 前項の検討会の開催に関して必要な事項は別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに事業の遂行状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業者は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書(様式第5号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利

10. 95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第10条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、請求書(様式第7号)により支払うものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第11条 知事は、第6条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱、観光産業チャレンジ支援事業費補助金募集要領又は法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第9条第3項の規定を準用する。

(収益納付)

- 第12条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を山梨県に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限)

- 第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和

40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

- 第14条 補助事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- 2 前条第1項に規定する取得財産等がある場合は、その財産処分制限期間中、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、前条第2項による知事の承認を受けた場合は、その年度までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月6日から施行する。

別 表

補助事業	
次に掲げる全ての事項に該当する事業とする。	
(1) 観光事業者の生産性が向上し、従業員の賃金引き上げが図られる事業	
(2) (1) を行うにあたり、プロセスが明らかとなっている事業	
(3) 翌年度以降も継続される事業	

補助対象経費		補助率	軽微な変更
人件費	人件費（本事業のために雇用する者の人件費のみ補助対象）	補助対象経費の1/2以内（補助金の額は5,000千円を上限とする。）	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
物件費 （委託料を除く）	報償費（講師等への報償） 旅費（公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額、宿泊は真に必要な場合のみ（上限：9,170円/泊）（食事代は補助対象外）） 需用費（印刷製本費、消耗品費等） 役務費（通信運搬料、保険料等） 使用料及び賃借料（リース料等）		
委託料	委託料（外部委託経費）		
備品購入費	備品購入費（5万円以上の物品）		
工事請負費	工事請負費（施設整備等）		
その他知事が補助事業実施に必要と認める経費			

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
名称
代表者名
T E L

印

担当者名
T E L
E-mail

観光産業チャレンジ支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙事業計画書のとおり実施したいので、観光産業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 事業計画書 (様式第 1 号の 2)
- 3 収支予算書 (様式第 1 号の 3)
- 4 誓約書 (様式第 1 号の 4)
- 5 委任状 (様式第 1 号の 5) ※連携事業者のみ
- 6 連携事業者協定書・規約 (任意様式) ※連携事業者のみ
- 7 県税に未納がない旨の証明書 (納税証明書)
- 8 その他添付書類 (パンフレット等団体・事業者の概要がわかるもの)

2) 対象エリア

3) 連携する事業者（2者以上で連携する場合に記載）

事業者名	氏名	連絡先

4) 令和7年度以降の展開

（自走するための財源や人的資源等を具体的に明記し、令和7年度以降の事業展開を記載してください。）

②従業員の賃金引き上げ目標

【従業員の賃金の現状】

(地域の平均賃金など公表可能な範囲で、現状を記載してください。)

【従業員の賃金の引き上げ目標】

(令和●年までに▲▲%増加や■■円の時給増加など、具体的な数値を用いて目標を設定してください。)

【事業成果】

(生産性の向上をどのように従業員の賃金引き上げに結びつけるかを、具体的な数値を用いて目標達成に向けたプロセスを記載してください。)

a. 課題の解決

b. 生産性の向上

c. 従業員の賃金引き上げ

2 事業スケジュール

時期	具体的な実施内容
7月～ 9月	
10月～ 12月	
1月～ 3月	

3. 事業実施確認

チェック欄	誓約事項（すべての項目を満たしている必要があります）
<input type="checkbox"/>	募集要領を確認・理解の上、申請します。
<input type="checkbox"/>	本補助金の対象となる経費は、交付決定日から令和7年3月31日までに要した経費であり、支払が完了したものであると理解しています。
<input type="checkbox"/>	本事業終了後には、実績報告書に記載しているとおり、従業員の賃金引き上げに取り組みます。
<input type="checkbox"/>	本事業の取組状況や成果等について、県のホームページでの公表や県が主催する報告会等で事業成果を公表することに同意します。
<input type="checkbox"/>	県から依頼があった場合は、報告会等に出席し事業成果を発表することに同意します。
<input type="checkbox"/>	申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じます。
<input type="checkbox"/>	県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じます。
<input type="checkbox"/>	山梨県に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていません。
<input type="checkbox"/>	過去に国・都道府県・区市町村等から補助を受け、不正等の事故を起こしていません。
<input type="checkbox"/>	県税等に未納がありません。（新型コロナウイルスの影響により徴収猶予を受けているものを除く）
<input type="checkbox"/>	民事再生法又は会社更生法による申し立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在しません。
<input type="checkbox"/>	「風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律」に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
<input type="checkbox"/>	経理関係書類等については、適切に整備保管・管理します。
<input type="checkbox"/>	自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。 ア 暴力団、暴力団員 イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者 ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者 エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 オ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結した者
<input type="checkbox"/>	この誓約内容について、疑義がある場合、山梨県が山梨県警察本部に照会することに同意します。

収 支 予 算 書

○収入の部

単位：円

区 分	予算額	備 考
県補助金		
合 計		

○支出の部

単位：円

区 分	補助事業に要する経費 (税抜き)	積 算 内 訳	補助金充当額	備 考
人件費				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料及び 賃借料				
委託料				
備品購入費				
工事請負費				
その他				
合 計				

※ 補助事業に関する経費を記述すること。

※ 補助対象経費の区分により記述すること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 様

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

㊞

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

委任状

山梨県知事 殿

構成員（代表者）	所在地 名称 代表者氏名	印
構成員	所在地 名称 代表者氏名	印
構成員	所在地 名称 代表者氏名	印
構成員	所在地 名称 代表者氏名	印

私は次の者を連携事業者の代表者と定め、代表者に観光産業チャレンジ支援事業費補助金に関する業務について次の権限を委任します。

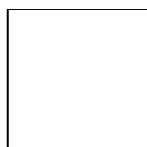
受任者

連携事業者代表者 所在地
名称
代表者氏名

委任事項

- 1 観光産業チャレンジ支援事業費補助金の申請関係書類の作成及び提出
- 2 観光産業チャレンジ支援事業費補助金に関する補助金の請求及び受領

受任者印



(申請者) 殿

山梨県知事

観光産業チャレンジ支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、同補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費 円
補助金の交付決定額 円

- 3 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費	補助金充当額
計		

- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれかの低い額の 20% 以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき
 - イ 補助金を本事業以外の用途への使用をしたとき
 - ウ 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
 - エ 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
 - オ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所 在 地
名 称
代 表 者 名
T E L

印

観光産業チャレンジ支援事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、次のとおり変更したいので、観光産業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 号の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所 在 地
名 称
代 表 者 名
T E L

印

観光産業チャレンジ支援事業費補助金事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、次のとおり事業を中止・廃止したいので、観光産業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 号の規定により、次のとおり申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止年月日

※ 参考となる書類を添付すること。

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
名称
代表者名
TEL

印

観光産業チャレンジ支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、観光産業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 報告書 (様式第 5 号の 2)
- 2 収支決算書 (様式第 5 号の 3)
- 3 別に指示する様式
- 4 補助対象経費の支出に関わる書類

報 告 書

<p>団体・事業者名</p>	
<p>事業名</p>	
<p>事業の実施状況</p>	
<p>事業の成果</p>	<p>(1) 課題の解決</p>
	<p>(2) 生産性の向上</p>
	<p>(3) 従業員の賃金引き上げ</p>

	(1) 翌年度以降の事業展開
翌年度以降 の展開	(2) 従業員の賃金引き上げ
	(従業員の賃金引き上げ目標の達成に向け、具体的な数値を用いて記載してください。)
その他特記事項	

※ 用紙が足りない場合は適宜追加して下さい。

※ 参考となる資料がある場合は別に添付して下さい。

収 支 決 算 書

○収入の部

単位：円

区 分	交付決定額	決 算 額	備 考
県補助金			
合 計			

○支出の部

単位：円

区 分	補助事業に要する経費 (税抜き)	積 算 内 訳	補助金充当額	備 考
人件費				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料及び 賃借料				
委託料				
備品購入費				
工事請負費				
その他				
合 計				

※ 支出した経費内容がわかる領収書等の写しを添付すること

第 号
令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

観光産業チャレンジ支援事業費補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで実績報告のあったこのことについては、観光産業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確 定 額 円

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

印

観光産業チャレンジ支援事業費補助金請求書

このことについて、次のとおり請求します。

1 精算払請求額 金 円

補助額	既概算払受領額	今回請求額
金 円	金 円	金 円

2 支払方法

口座振替	振込先金融機関名	
	口座の種別・番号 (フリガナ)	当座・普通 No.
	口座名義	

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
名称
代表者名
TEL
印

観光産業チャレンジ支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった観光産業チャレンジ支援事業費補助金について、補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既 概 算 交付額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今 回 概 算 請 求 額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払先

- (1) 銀行名 銀行 支店
- (2) 預金種別 (当座・普通)
- (3) フリガナ
口座名義
- (4) 口座番号 No.

第 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
名称
代表者名
TEL

印

財産処分承認申請書

観光産業チャレンジ支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、補助金交付要綱第13条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

※ 必要に応じて項目を加えること。